

長野県における
今後のひきこもり支援のあり方(骨子案)

令和4年 月

長野県健康福祉部地域福祉課

1. 検討の目的

平成31年に、県と市町村が共同して実施した、県内の民生委員・児童委員への「ひきこもり等に関する調査」において、県内のひきこもりに該当する方の総数は2,290人であり、また当事者の高齢化、ひきこもり期間の長期化などの実態が明らかとなりました。県では、調査結果を踏まえ、当事者団体、関係機関等のご意見を伺いながら、しあわせ信州創造プラン2.0に基づく「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を目指し、部局連携により、ひきこもり支援に取り組んできました。

しかしながら、市町村等での相談窓口の設置や支援団体の活動など、県内のひきこもり支援の取組状況は圏域ごとに差があり、居場所などの社会資源も不足している状況にあります。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人のつながりが断ち切れ、社会的孤立が深刻な課題になりつつあります。

このような状況を踏まえ、今後、本県の支援者が共通の方向性を目指しながら、ひきこもり支援を一層推進していくことを目的に、市町村はじめ県内各圏域の支援者、関係者による「今後のひきこもり支援のあり方検討会」を設置し、目指す支援の方向性や具体的な取組について検討を重ね、今回検討結果を取りまとめました。

2. 本県のひきこもりに係る現状

第1回会議に提出した各調査結果を掲載

3. ひきこもり支援における課題（議論の経過）

(1) ひきこもりやひきこもり支援に対する認識の共有

【委員の意見】

- ・支援者がひきこもり状態がダメだという見方をすると、支援を受けづらくなってしまう。
- ・支援の第一段階として、本人がどういう気持ちで、何を考えているのかを知ることが大切。
- ・ひきこもりは自己責任でなく社会全体の課題と捉えるべきではないか。
- ・ひきこもり支援の目標は家から出ることなのか。「人と関わらない」生き方があってもよいのではないか。
- ・支援者の中にひきこもり支援に対する共通認識が必要では。
- ・ひきこもり支援は、就労支援や生活困窮支援のように、当事者を社会システムに繋ぐことに目標を置きがちではないか。ひきこもり支援が就労支援に置き換わってしまう価値観が支援者や世間にある。

(2) 相談窓口

【委員の意見】

- ・ひきこもりの相談窓口が分かりづらい。統一された相談窓口があれば分かりやすい。
- ・市町村の相談窓口があっても、内容の周知がなされていないと「明確化」とは言いえないのでは。
- ・相談窓口に1回相談しても「様子を見ましょう」で終わってしまい、その後に繋がらない例

が多かった。

- ・保護者等に相談窓口の情報が伝わっていない。また、窓口で相談しても、担当者不在等で情報が提供されないことがあった。
- ・「ひきこもりについて知られたくない」という理由で、身近な地域での相談をためらう方がいる。

(3) 支援体制の構築

【委員の意見】

① 本人・家族に寄り添える支援体制の構築

- ・ひきこもり支援はオフィシャルな社会資源につなぐことだけが目的でない。本人の選択により、必要な時に繋がれる、海に浮かぶブイのような、インフォーマルも含めた支援の手が多くあることが重要。
- ・民間支援機関や人材を育てて、その活動を支援していく必要がある。
- ・ひきこもりサポーター制度の活用を検討。

② 継続的な支援の必要性

- ・ひきこもり支援は、伴走的な関わりが重要であるが、現在の福祉制度の中でそれが可能なのは、伴走コーディネーターや保健師、訪問看護くらいで、支援者が少ない。また、家庭訪問支援の経験のない保健師等を市町村等でサポートする体制が無い。
- ・家族支援から始まり、本人支援につながるといった、ひきこもり支援の段階を理解した体系だった支援になっていない。
- ・ひきこもり支援は、本人に会うまでに大変な難しさがあり、長期的に支援していける人材と支援者側の覚悟が必要。
- ・不登校が長期化した後、成人期のひきこもりにつながるまで、教育的支援から福祉的支援等への繋がりが課題。

(4) 本人の居場所や社会参加の場づくり

【委員の意見】

- ・居場所等の社会参加の場で小さな人間関係を体験することは、自己理解につながるなどのメリットがあり、当事者にとって非常に大切である。
- ・県内では居場所や継続的な支援ができる機関などの社会資源が少ない。
- ・居場所の共通理解（精神的な居場所、物理的な居場所）がされていない。
- ・居場所は、必ずしも物理的な居場所だけではなく、誰か特定の人と会うことが本人の心の拠り所になるなどの精神的な居場所もあり得る。全ての人にはないが、本人が元気を得ることができるなど、支援の有効な手段の一つではないか。
- ・居場所づくりにおいては、自己理解や、様々な知識を得られることができる、学びのある居場所となることが大切。
- ・居場所のバリエーションを増やしていくことが重要。

(5) 家族の交流の場づくり

【委員の意見】

- ・親の会は、「ひきこもりの子どもを抱える親は自分だけではない」という共感の場所として大事な場である。我が子に対する意識が変わると、子どもにも変化が起きてくる。ただし、そこまでには長い時間が必要であり、親が諦めてしまうことが課題。
- ・家族教室は、ひきこもり状態にある方を支える要である。しかし、情報提供が多くなってしまい、実際にどの様にしたらいいのか具体的な手法が伝わりづらかったり、保健所への要望が多くなってしまふことがある。
- ・親の会を開きたいが開く場所を自分たちで探さないといけない等の課題があり、関係機関に、もっと親の会を巻き込んでシステムを作ってほしい。
- ・母親任せとなりがちで、父親の支援への関りが少ない。

(6) 関係機関の連携による支援

【委員の意見】

① 早期からの予防的な支援

- ・早期対応のほうが社会的自立につながりやすい。小中学校からの連携した支援が必要。
- ・中学校からの支援、義務教育終了後年代へのアプローチ(高校訪問)といった予防的介入が重要。
- ・学校との情報共有がスムーズにできると、早めの対応が可能となる。
- ・介護保険、福祉、保健・医療、地域、民間の連携による、切れ目のない支援が重要。生活困窮に至る前の対応が重度化・長期化の予防になると考える。

② 関係機関との連携

- ・ひきこもりの定義や対象者がそれぞれの支援機関により共有されていない。相談・支援機関が地域でそれぞれのルールで動いており、情報共有する場も確立されていない。
- ・医療・心理、福祉的支援、教育関係を絡めた重層的な支援体制の構築が難しい。
- ・ひきこもりの方に精神疾患や発達障害が疑われる状態が認められても、支援機関と医療機関が繋がっていない。
- ・市町村の関係部署に加え外部関係機関も含むプラットフォームの設置の推進が必要。
- ・様々な人や機関が関わるチーム支援が重要だが、相談窓口からコーディネートされ、支援者のチームが作られる、その中に汗をかく人がいないとただ見守るだけになってしまう、発見から継続的に情報共有をする仕組みがないとチーム支援とは言えない。
 - ・家族も大事な支援者。支援者の中に家族を入れることで繋がることできる。

(7) 支援人材の育成

【委員の意見】

- ・ひきこもり支援をする人たちを育てていく時間的・金銭的余裕がない。
- ・支援者は、成功事例を通してかかわり方を学ぶ機会がほしい。
- ・支援者が相談から家族・本人支援、そして社会参加へというひきこもり支援の経過に精通す

ることが必要。

- ただ寄り添って話を聞くだけでなく、支援の見立てをできる力、関係機関等を集めて支援をマネジメントできる力が重要。できれば公的機関で育成を。
- 研修は座学だけでは足りない。臨床学習や経験値がないと難しい。「伴走コーディネーター」等を研修講師としても活用出来たらよいのでは。
- 本人、家族の気持ち、ニーズをくみ取る、本人主体の支援が必要。

(8) ひきこもりに対する理解促進、普及啓発

【委員の意見】

- ひきこもりに対する普及啓発は、市町村、県で率先して行っていくことで、県民の価値観も変わっていくのではないか。
- 本人・家族・社会への働きかけを分けて考える必要がある。(それぞれのひきこもりに対する理解促進)。
- ひきこもりに対する偏見を払拭するため、市町村は市民講座等により広く周知したらどうか。

4. ひきこもり支援における基本的な考え方（スタンス）

【目指す姿】

**誰もが自分らしく生き、
お互いの多様な生き方を認め支え合う地域共生社会**

- ◆基本的な方向性1
本人の意思と選択を前提とした、各人の状況に応じた支援
- ◆基本的な方向性2
家族を含めて、継続して「つながる」支援
- ◆基本的な方向性3
多様性を認め、支え合う地域共生社会の実現

5. 今後の取組の方向性

1	県民への啓発・情報発信
【目指す姿】 社会がひきこもりに対して、正しく理解し、偏見を抱かずに当事者やその家族に対応することができる。	
【推進に向けた具体的取組】	
<ul style="list-style-type: none">•講演会、研修等様々な機会を通じて、県民に「ひきこもりは様々な要因の結果として、社会的な参加ができない状態であり、誰にでも起こりうる」「誰でも様々な悩みを抱え、休息が必要な場合もある」等ひきこもりに対する正しい理解を伝えていく。•周知に当たっては、広報紙、チラシ配布のほか、ホームページ、ユーチューブ、SNSなど多様な手段を活用しながら、地域、学校、家庭など様々な場で、幅広い年代の方々に届くよ	

う行う。

2 相談しやすい窓口の設置と明確化の推進

【目指す姿】

身近な地域に、当事者や家族が安心して利用できる相談窓口が設置され、連絡先が広く周知されており、適切なアセスメントを受けることができる。

【推進に向けた取組】

- すべての市町村でひきこもりの相談窓口を設置するとともに連絡先や支援内容を明確化し、わかりやすく情報発信する。
- ひきこもりは「相談していい悩み」であることを広く伝える。
- 「身近な地域で相談しにくい」との意見に対応するため、圏域内の連携を推進する。
- アウトリーチ型の相談や総合相談（ひきこもりに限らない困りごと相談）、対面以外の（ライン、電話）等など多様な相談窓口の設置を進める。

3 本人・家族に継続的に寄り添える支援体制の構築

【目指す姿】

身近な地域で、相談から社会参加、就労支援に至る段階的・継続的な支援が受けられる体制が整っている。

【推進に向けた取組】

- 一時的な相談窓口である市町村を中心に、まいさぼ、社協、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、学校、医療機関等による、多様な関係機関による「必要な時に繋がれる」体制づくりを推進する。
- ピアサポーターや家族会等の当事者の視点を生かし、支援に多様性を持たせていく。
- 市町村は、「ひきこもりサポーター」等の制度の活用し、支援の手が届きにくい世帯へのきめ細かなアプローチを行う。
- 県設置まいさぼに配置している「伴走コーディネーター」のような、ひきこもり世帯に対する、伴走的支援の取組を進める。
- 県は、県内における重層的支援体制整備事業の推進に向け、事業の理解促進、市町村の後方支援を行うとともに市町村に対し実施を促していく。

4 社会とのつながりの場づくりの推進

【目指す姿】

身近な地域に多様な「居場所」が設置されており、当事者の意思を尊重しながら、自分に合った居場所等に参加することで、生きる意欲を高め、社会とのつながりを取り戻すことができる。

【推進に向けた取組】

- ・「居場所」の役割や必要性については、まだ一般的に認識されておらず、様々な主体による多様な居場所の設置が進むよう、好事例の横展開も含め、県民に広く周知をしていく。
- ・居場所の設置に当たっては、当事者団体、家族会等の意見を取り入れ、当事者目線を踏まえたものとするよう努める。
- ・居場所の設置主体に対し、把握した課題に応じた適切な対応が講じられるよう、ひきこもりに対する正しい理解を促進するとともに、県ひきこもり支援センターをはじめ関係機関との連携を推進する。
- ・設置されている居場所を広く県民に周知し、「必要があれば繋がれる」地域づくりを推進する。

5	家族の交流の場づくりの推進
【目指す姿】	
身近な地域に、家族が、本人の状況を理解し、意欲を取り戻す回復過程を知り、適切な関わり方を会得するとともに、家族に対しても支援を受けられる場が整備されている。	
【推進に向けた取組】	
<ul style="list-style-type: none"> ・家族会の意義や必要性について、広く関係機関や県民に周知を行う。 ・県ひきこもり支援センターは保健所等に設置や運営について情報提供を行い、圏域単位での設置の後方支援を行う。 ・設置された家族会について、広く周知し、参加を促す。 ・就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業等、ひきこもりの方の参加が多い関係事業等においても、親同士の交流の機会創出を検討する。 	

6	関係機関との連携体制構築の促進
【目指す姿】	
身近な地域において、当事者や家族それぞれの状況に基づき、支援機関が十分に連携しながらライフステージに応じ、継続して支援する体制が整っている。	
【推進に向けた取組】	
<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な相談窓口である市町村を中心に、まいさぼ、社協、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、学校、医療機関等による、多様な関係機関による「必要な時に繋がれる」体制づくりを推進する。 ・市町村は国の通知に基づき「市町村プラットフォーム」の設置を推進する。 ・学齢期の不登校をきっかけとして、ひきこもりの状態となるケースがあることから、教育委員会やスクールソーシャルワーカー等との連携を一層推進する。 ・市町村等行政機関においては、組織の縦割りを排除し、ライフステージを通じた情報共有を推進し「切れ目のない支援」に取り組む。 	

7	支援人材の育成推進
<p>【目指す姿】 身近な地域において、相談員・支援員が、ひきこもり支援の段階を理解し、当事者や家族に寄り添いながら、適切なアセスメントや支援を行うことができる。</p>	
<p>【推進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ひきこもり支援センターにおいて、引き続き関係機関の支援者に対する継続的・効果的な研修に務める。 ・関係機関において、県ひきこもり支援センター等の研修を活用し、ひきこもり支援に対する理解を深める機会を作るよう努める。 ・県や市町村は、課題のある世帯の早期発見・支援に向け、地域の福祉のつなぎ役である民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等に積極的にひきこもり支援の研修を実施する。 	

参考：県内の取組事例

※各委員から提出された事例をまとめ、事例集とする。